

協同農業普及事業の実施に関する方針

秋 田 県

令和8年3月

目 次

第1 基本的な考え方	1
第2 普及指導活動の課題	1
第3 普及指導活動の重点推進事項・重点化すべき課題と推進方向	
1 産地を支える担い手の確保・育成	1
2 需要に応じた米生産と土地利用型作物の生産性の向上	2
3 収益性の高い複合型生産構造の確立	3
4 農産物の付加価値向上と販路拡大	4
5 脱炭素に貢献する農業生産の推進	4
6 デジタル化等による飛躍的な生産性の向上	5
7 農村の振興に資する取組の推進	5
第4 普及指導員の配置に関する事項	
1 普及事業実施機関の設置	6
2 普及指導員の配置	6
3 普及指導員手当	6
第5 普及指導員の資質の向上に関する事項	
1 人材育成計画	7
2 資質の向上と調査研究等の適切な実施	7
第6 普及指導活動の方法に関する事項	
1 農業者支援の充実・強化	7
2 普及指導活動の効果的な運営	10

第1 基本的な考え方

本県はこれまで、収益性の高い複合型生産構造への転換に向けた取組を積極的に進めており、園芸メガ団地や大規模畜産団地の整備等による生産基盤の強化、えだまめやねぎ、しいたけ等の日本一を目指した産地づくり、果樹・花きのオリジナル品種育成、「秋田牛」ブランドの確立等に取り組んできた。加えて、秋田米新品種「サキホコレ」のデビューなど、将来の本県農業の核となる基盤が整備されたことにより、農業産出額も増大するなど、着実に成果をあげてきた。その一方で、担い手や労働力不足が深刻化する中、本県が有する広大な農地をどのように維持・活用していくかが課題となっている。

また、農林水産業を取り巻く情勢は、気候変動に伴う世界的な食料生産の不安定化や、食料需要の拡大に伴う調達競争の激化などを背景とした食料不安が顕在化しているほか、SDGsや環境に対する関心の高まりから、持続性の高い環境保全型農業等の取組拡大が重要な課題となっている。

このため、今後の普及計画期間（令和8年度～11年度）においては、なお山積する問題の解消に向けて、これまでの活動成果を基礎に、「産地を支える担い手の確保・育成」や「収益性の高い複合型生産構造の確立」に向けた取組を一層強化する必要がある。

こうした状況を踏まえ、国の「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」に基づき、AIやロボット技術を駆使したスマート農業の推進や農林水産物・食品の輸出促進等の諸施策を有効に活用しながら、収益性の高い効率的な生産体制を確立するとともに、経営継続性が高く発展性に富んだ農業経営体を育成することで、広大な農地・水田をフル活用した、食料供給力の高い秋田県農業の実現に寄与する。

第2 普及指導活動の課題

本県の普及組織は、現場100人体制を維持し、その活動においては、普及職員の専門性をフルに発揮できるよう、集落型農業法人や新規就農者の確保などに重点化し、JAや市町村との役割分担を明確にしながら、効率的な業務推進に努めてきた。

一方で、地域計画の実行やブラッシュアップに向けた支援、労働力の安定確保など、普及組織に求められる業務範囲は拡大しているほか、スマート農業技術や環境制御技術、輸出を含む販路拡大支援など、普及事業に求められる社会ニーズも多様化している。普及職員の年齢構成の変化等により現地指導力の脆弱化が懸念されている中、これらの新たな課題に対応した高度で積極的な普及指導活動の実施に向けた種々の見直しが必要となっている。

こうした状況の改善を図りながら、本県における農業の現状や課題等を鑑み、重点事項を設定し、効果的・効率的に普及指導活動を実施する。

第3 普及指導活動の重点推進事項・重点化すべき課題と推進方向

1 産地を支える担い手の確保・育成

法人化や農地の集積・集約化等による担い手の経営基盤の強化や、雇用の受け皿となる企業的な経営体の育成を図るとともに、県内外からの新規就農者や女性農業者など多様な人材の確保・育成を推進する。

(1) 認定農業者・農業法人

担い手の経営基盤を強化するため、認定農業者や集落営農の法人化を促進するとともに、規模拡大や複合化・多角化に向けた取組を総合的にサポートするほか、集落型農業法人の経営強化や人材確保による次代への円滑な経営継承に向け、法人連携や統合など、組織再編の取組を支援する。

また、企業的な経営体を育成するため、経営者や後継者のマネジメント能力向上に向けた支援を実施するほか、専門家の派遣により、経営継承計画の策定や経営改善を促すとともに、多様な人材の受入に向けた雇用環境の整備を支援する。

(2) 担い手への農地集積・集約化の促進

市町村等との連携により、地域が目指す将来の姿を明確化した「地域計画」の実行やブラッシュアップに向けた支援を行い、次代への生産基盤継承の推進、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(3) 地域をリードする女性農業者の育成

農業経営や地域の方針策定への女性農業者の参画を推進するため、関係者の意識啓発や、女性農業者の技術及び知識習得への支援等により、女性が能力を発揮できる環境を整備し、地域をリードする女性農業者を育成する。

また、農産物の魅力アップや付加価値向上につながる農産加工品の製造や直売所等における販路拡大の取組を支援する。

(4) 多様なルートからの新規就農者の確保育成

県内外からの新規就農者の確保・育成に向け、就農前のインターンシップ研修の実施や、就農準備期間中の優良農地の確保に向けた支援、営農開始に必要な機械・施設等の導入に対する助成、就農後の経営・技術指導のほか、就農準備や経営開始に係る資金の交付など、市町村やJA等との連携による就農相談から定着までの総合的な支援を実施する。

2 需要に応じた米生産と土地利用型作物の生産性の向上

「サキホコレ」と「あきたこまち」を核とし、需要に応じた米の戦略的な生産・販売を展開するとともに、多収品種や省力・低コスト技術の導入による収益性の高い稲作経営等により、将来にわたり安定的に食料を供給できる産地づくりを推進する。

(1) 輸出や業務用等の新たな需要獲得と低コスト生産の推進

業務用や今後の需要拡大が見込まれる輸出向け等の新たな需要の獲得につなげるため、高密度播種苗、多収品種等の活用や、直播栽培、スマート農業技術の実装による省力・低コスト化を推進する。

(2) 気象変化に対応した高品質・安定生産と「サキホコレ」ブランドの確立

大雨や高温などの厳しい気象条件下でも安定した生産ができるよう、生産現場への技術指導の徹底を図る。

また、「サキホコレ」のブランド確立に向け、地域版栽培マニュアルやデータに基づく栽培管理指導による高品質・安定生産を推進する。

(3) 大豆・そば等の収量・品質の向上

水田農業の重要な品目である大豆やそば等について、排水対策や適期作業などの基本技術を徹底するとともに、単収向上技術の普及拡大により、収量・品質の向上を図る。

3 収益性の高い複合型生産構造の確立

園芸・畜産の大規模生産拠点の整備や、園芸品目の生産性向上、秋田牛や比内地鶏の販路拡大や品質向上に向けた取組を進めるなど、収益性の高い複合型生産構造を確立する。

(1) 野菜

収益性の高い野菜産地の形成に向け、地域の特性に応じた品目選定による産地振興を図るとともに、単収向上・省力化等の技術指導を徹底するほか、大規模生産やスマート農業技術の導入による生産性の向上を促進する。

また、農業者の所得向上に向け、重点野菜6品目を中心に、マーケットインに対応した農産物の生産拡大を推進しつつ、マニュアルを活用した排水対策の普及促進を図るなど、品質向上と単収の底上げに向けた取組を支援する。

特に、えだまめやねぎについては、調製作業の効率化に資するスマート農業技術や、緑肥を活用したIPM防除等を組み合わせた気候変動適応型の栽培体系を実証するほか、アスパラガスでは、マニュアルを活用した栽培技術の普及に加え、省力化や環境制御技術等の実証を通じて生産拡大を図る。

また、近年民間企業により積極的な取組がみられる品目の導入・定着の後押しを行うほか、地球温暖化に伴う高温等の影響を回避するため、対策技術の確立や、新たな品目の導入・定着に向けた支援を実施するとともに、生産現場への積極的な情報提供や技術指導により、安定的な産地形成を促進する。

(2) 果樹

将来の担い手を確保するため、園地の確保と実践的な研修を一体化して行うトレーニングファームの設置を進め、新規就農者を安定的に確保・育成する。また、園地流動化システムの活用を積極的に進め、担い手への効率的な園地継承を進めるとともに、生産性の低下した園地は高密植栽培など集約的かつ生産性の高い園地への転換を進め、産地の維持、発展につなげる。

気候変動に対応した栽培管理の実施に向け、発芽・開花予想プログラムと低温情報システムの活用を推進して晩霜害対策の実施を促すほか、高温対策技術の実証と普及拡大を加速し、災害に強い産地づくりを促進する。

これらの取組を一体的に推進することで、魅力ある果樹産地づくりを実現する。

(3) 花き

キクやダリアなど重点5品目については、単収向上に向けて高温対策や品目毎の課題解決に取り組むとともに、首都圏での効果的なPR活動を行い、販売力の強化を図る。特に露地品目であるキク、リンドウについては、省力化技術の普及による既存生産者の面積拡大を図るとともに、農業法人等へのPRにより新規栽培者を確保する。

また、近年、重点品目の作期を補完する品目の需要が高まっていることから、新たな品目の提案により、栽培者の確保と生産品目の多様化を図ることで、花き全体の生産量の底上げを目指す。

(4) 畜産

国内外での競争に打ち勝つ収益性の高い畜産経営体を育成するため、意欲ある畜産経営体の規模拡大、生産性向上の取組を支援する。

飼料価格の高止まりに対応しつつ、飼料自給率を高め輸入飼料に過度に依存しない経営体質への転換を図るため、自給飼料の生産拡大に必要な機械等のほか、耕畜連携による堆肥の活用促進に向けた散布機械等の導入を進めるとともに、飼料用とうもろこし等の新たな濃厚飼料の生産・利用に係る実証展示を通じて、県内農家への普及を図る。

「秋田牛」については、脂肪の質を重視した種雄牛の造成や高能力雌牛の増頭、全共出品用の肥育素牛の作出と、若い担い手に対する飼養・経営管理技術の重点指導を行うほか、県内外における販売力強化と品質向上により、生産者の所得向上につなげる。

比内地鶏については、ブランドの優位性を維持し、販路拡大が図られるよう、品質の高位平準化を図るとともに、県内事業者が新たに行う販売流通対策への支援、生産性向上に向けた暑熱対策への指導を強化するための実証展示を行い、産地振興を推進する。

家畜の防疫対策については、県内で野生イノシシへの豚熱の感染が拡大しているほか、鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることなどから、引き続き、生産者等に対し、飼養衛生管理の徹底を指導するとともに、発生予防とまん延防止に向け、野生動物の侵入防止や消毒を徹底するなど、防疫体制を強化していく。

4 農産物の付加価値向上と販路拡大

県産農産物の認知度向上と販路の拡大に向け、多様化する実需者ニーズに対応したマッチング活動を進めるとともに、農業者等の商談技術の向上や直接販売等の販路開拓、6次産業化商品の開発やテスト販売など、所得に直結するブランド化に向けた取組を支援する。

農産物輸出については、戦略的に販路拡大を図るため、アジア圏を主なターゲットとし、コメ、りんご等の果実、秋田牛などの認知度向上と流通体制の構築を推進するとともに、テストマーケティングの取組をサポートするなど、輸出に取り組む産地づくりを支援する。

5 脱炭素に貢献する農業生産の推進

「みどりの食料システム法」に基づく認定制度を有効に活用しつつ、減農薬・減化学肥料栽培など、持続性が高い環境保全型農業等の取組拡大を推進する。

環境保全型農業の普及拡大を図るため、先進的なモデル地区の創出に向けた市町村の取組を支援するとともに、農機メーカー等の民間企業と連携し、環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を支援する。

農業者が有機農業に意欲的に取り組めるよう、有機農業に係る指導を行う「有機農

業指導員」の育成・確保に努めるとともに、農業者同士のネットワークへの参加を促進する。

また、総合防除（I P M）に加え、持続可能な農業生産の実現や農業経営の改善のためのG A P（農業生産工程管理）や「特別栽培農産物」の認証取得に向けた取組を支援する。

6 デジタル化等による飛躍的な生産性の向上

令和6年10月に施行された「スマート農業技術活用促進法」及び「生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関する基本的な方針」に基づき、効率的な生産体系の確立を図るため、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産方式の導入に向けた取組を推進する。

(1) スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入推進

デジタル技術に対応した次世代農業技術の現場実装を推進するため、産学官連携により、I C T・A I・ロボット技術等を活用したスマート農業技術の研究開発を進めるとともに、スマート農業機械が効果を発揮するための新たな生産方式、作業体系や導入効果等について検証する。

また、秋田県立大学と連携した研修等により、普及職員のスマート農業に関する知識のブラッシュアップを図るとともに、実証ほの設置や研修会の開催により、技術の横展開を図る。

(2) 産地づくりやスマート農業を支える基盤整備の推進と営農支援

効率的で収益性の高い農業経営実現のため、スマート農業に対応したほ場整備と農地中間管理機構による農地集積、大規模園芸拠点等の産地づくりを三位一体で進める「あきた型ほ場整備」を計画的に推進するとともに、整備地区が、収益性の高い農業経営を早期に確立できるよう、営農計画の立案支援や技術・経営指導を行う。

(3) 農業支援サービスの活用の促進

農業者における生産性の向上、スマート農業技術の普及、経営改善の観点から、専門作業の受託、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用を推進する。

7 農村の振興に資する取組の推進

地域の関係機関と連携して、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動のほか、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域の実情に応じて、他産業従事者、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用が促進されるよう支援する。

鳥獣被害防止対策に当たっては、被害状況を踏まえ、鳥獣を引き寄せないための生息環境管理、防獣柵の設置等による侵入防止対策及び被害を引き起こす鳥獣の捕獲の取組を地域ぐるみで実施することが重要であり、取組が効果的に行われるよう、鳥獣

保護管理の担当部署や市町村等の関係機関、集落の維持に関わる活動組織など幅広い関係者と連携し、対策の周知を図る。

また、荒廃農地対策に当たっては、地域ぐるみの話し合いを通じた最適な土地利用構想の策定や、この構想に基づく粗放的な利用なども含めた農地の保全等、地域の総合的な取組を関係機関と連携して支援する。

第4 普及指導員の配置に関する事項

農業者の高度で多様なニーズや地域農業の課題に的確に対応するため、支援機能が最も効果的かつ効率的に発揮できるよう普及指導員を配置する。

1 普及事業実施機関の設置

農業改良助長法第12条第1項に規定する普及指導センターは、地域振興局農林部農業振興普及課とする。

また、協同農業普及事業の運営に関する指針第五の二に規定する農業革新支援センターは、別に要領を定め、本庁にこれを設置する。

2 普及指導員の配置

(1) 農業振興普及課等への配置

農業者の高度かつ多様なニーズや地域農業の抱える課題に的確な対応が図られるよう、農業振興普及課に作物、野菜、果樹、花き、畜産、経営の担当を配置するほか、経営体の大規模化や高度化に伴う経営指導ニーズの増加を踏まえ、作目担当の一部職員を経営担当の兼務職員（経営副担当）として配置する。

また、家畜及び畜産物の流通や、家畜改良関係業務及び畜産環境の改善指導等を広域かつ効率的に行うため、家畜保健衛生所に畜産担当を配置する。

(2) 農業革新支援センター（本庁）への配置

高度な専門技術を有し、試験研究機関や行政機関、食料システム関係者等との連携強化による専門技術の高度化、政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、その他普及指導員の資質向上を担う者を農業革新支援専門員として配置する。

農業革新支援専門員は、作物、野菜、果樹、花き、畜産、担い手・経営、起業・流通、スマート技術、鳥獣害対策、普及情報の10分野とする。

3 普及指導員手当

普及指導員手当については、普及指導員の職務の特殊性、困難性を考慮するとともに、意欲のある優秀な人材を確保する観点から、その適正な運用に努める。

第5 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における課題に的確に対応するために必要な資質の向上を図る。

1 人材育成計画

本県の普及指導員の人材育成に関する基本的な考え方や効率的な研修体系をまとめた「秋田県普及指導員人材育成計画」に基づいて研修計画を作成し、長期的な視点から計画的に普及指導員の資質向上を図る。

普及指導員の研修に当たっては、各作目における技術指導は対象の経営改善のために行われるものであることを念頭に、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関・大学、マーケティングや経営に関するノウハウを有する民間企業・専門家等の多様な者と連携し、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう努めるものとする。

また、国等の研修を受講した者が、各所属においてその内容を伝達する研修を実施するなど、研修効果を最大化するよう努める。

加えて、普及職員として習得すべき基本スキルとその向上に係る研修のほか、普及指導計画の各課題や政策推進上必要なスキルについて、関係各課室とも連携しながら、積極的に習得するものとする。

なお、近年は、普及指導活動経験の浅い普及職員が増加していることから、現地農業革新支援専門員や普及指導活動経験が豊富な普及指導員退職者を積極的に活用するなど、当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制を強化する。

2 資質の向上と調査研究等の適切な実施

スマート農業やGAP、農業経営等の分野横断的に必要となる幅広い専門的な知識や、高度な技術の習得を図る。

また併せて、多様な農業者に接して有意義な情報の交換を行うためのコミュニケーション能力、食料システム関係者等の多様な関係者と農業者・産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力、地域計画の変更等に要する地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析力やこれらに基づいた将来展望や関係機関間の連携方策を提案する企画力などの資質向上を図る。

また、地域や農業者の多様なニーズに的確に対応するため、普及指導活動における専門項目に関する事項や、高度な技術革新及びその普及方法について調査研究を実施するとともに、調査研究や研修で得られた成果や活動方法については、成果発表会や情報交換等のための研究会を開催することで全体に共有する。

第6 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化

- (1) 農業革新支援専門員や普及指導員は、企業や試験研究機関、先進的な農業者等が行う農業者支援活動について情報収集に努め、民間等による地域内の農業者支援活動

を踏まえつつ、普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、相互に協力して支援するよう努める。

(2) (1)の整理を踏まえ、農業者への支援の充実強化を図るため、公的機関が担うべき分野（新規就農者支援、地域の合意形成、地球温暖化・災害の対応、農作業の安全確保等）を中心として、普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、公的機関が担うべき分野の取組を強化するよう努める。

(3) 地域の行政機関、試験研究機関、農業協同組合などの関係機関、食料システム関係者や金融機関など経営に係る助言を行う民間企業等の関係者の意見交換を推進し、合意形成の促進等を行うコーディネーター役を担うことで産地プロデュースの機能を発揮する。加えて、先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、先進的な農業者との協働に努める。

なお、農業者が独自に培ってきた技術・ノウハウ等の中で、他の農業者に対して伝達してほしくない情報については、普及指導員及び普及組織が適切な秘密管理について配慮するとともに、農業者自身の秘密管理についても注意を促す。

(4) 新規就農者等への研修・支援に関し、先進的な農業者等とも連携し、技術の向上や農業経営等に関する知識習得を推進するよう努める。

① 新規就農者等の確保・育成の考え方

秋田県就農支援マニュアルの活用等により、多様な新規就農者の確保を図るとともに、就農に向けた営農計画の策定や就農後の経営の発展段階に応じた支援を行うことにより、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者に誘導するなど、就農前の啓発活動から就農後のフォローアップまでの一連の施策を総合的・体系的に実施する。

② 多様な就農ルートに応じた研修制度等の充実

新規就農者の多様な就農ルートやニーズに対応し、経営開始等に必要な農業技術や経営管理能力の習得を支援し、即戦力となる農業者を育成するための研修を実施する。

③ 新規就農者の早期定着支援

技術的な支援に加え、営農計画に応じて各種補助事業や制度資金等の活用を促すなど、経営の早期定着に向けた支援を行う。

また、農業近代化ゼミナール等の活動支援により、経営者としての技術や経営管理能力の獲得を促す。

④ 学校教育等との連携

農業・農村への理解の醸成と地域農業を担う人材の育成の観点から、農業高校等と連携した就農啓発活動やインターンシップ研修を実施するとともに、県内の青年農業者等と農業高校生と交流を促進する。

また、行政機関、教育機関、農業団体等が行う農業に関する教育に対し、地域農業に関する情報の提供や相談への対応等に努める。

- (5) 市町村等と連携した就農支援や企業の農業参入の推進、専門家等と連携した法人化・経営継承・労働環境の整備等の課題に対する経営支援に取り組む。
- (6) 農業革新支援専門員や普及指導員は、国や県等の試験研究機関に対して、現場ニーズを伝達できるよう、日頃から現場課題やニーズの把握に努める。また、試験研究機関等が開催する各種セミナー等への参加、国や他の都道府県の試験研究機関との交流を深めること等により、研究開発の動向や最新の技術動向等についての知見を得る。
- (7) 試験研究に参画する場合においては、普及組織としての総合力を発揮出来るよう、農業革新支援専門員等が関与しつつ、組織として参画するよう努める。また、試験研究機関が生産現場での実証試験や農業者に対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の技術動向等についての知見を得るとともに、当該実証試験等の効果的な推進や有益な成果の普及を図る。
- (8) 気候変動対策や環境負荷低減に資する生産体系、病虫害・雑草防除、鳥獣害対策等の都道府県横断的な課題については、国や他の都道府県との連携により知見の集積と共有化に努める。
- (9) マーケティングや経営、GAP、ICT等の専門家について、普及指導協力委員制度等により、普及指導活動を補完する観点から積極的に活用するよう努める。
- (10) 海外需要や加工・業務用需要の増加等の国内需要構造の変化に対応した安定的な生産・供給体制の整備、新品種・技術の導入等による産地化を推進する。
- (11) 携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、活動記録及び普及組織内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、クラウドサービスなどのウェブの利用等、普及指導活動へのICT活用を推進し、普及指導活動の強化を図る。
- (12) 普及指導活動がより効率的・効果的に実施されるよう、先進的な農業者、関係機関・団体、普及指導員退職者、普及指導協力委員等との連携や活用に努めるとともに、試験研究機関やICTベンダー、農業機械メーカー等の専門家と連携し、ICT・AI・ロボット技術等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の地域における確立・改善に参画し、その導入と定着を推進する。
- (13) 農作業安全対策について、市町村、農業団体、農業資材販売店等との連携の下、農業者に対する研修体制の整備を図るとともに、広く農業者の研修への参加を促し、農林水産省が提供する研修資材、都道府県内において発生した事象事例に係る情報等を活用した農作業安全に関する研修を実施する。このほか、国立研究開発法

人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の合格機の使用、GAPの取組、農薬の適正使用、労災保険の活用等の取組を推進する。

- (14) 大規模自然災害等に対応するため、地震や豪雨等の自然災害に対する備えとして、農林水産省が策定・公表した「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」の活用、「農業版BCP（事業継続計画）」の策定等を推進する。また、台風、大雪等による被害の発生が予想される場合は、農林水産省が通知する技術指導に係る情報等も参考に、農業者や関係者に対して必要な指導・助言を行う。さらに、自然災害等によって農業被害が発生した場合は、市町村、農業団体など関係機関とも連携しつつ、各種支援措置に関する情報提供等を含め、早期の復旧や営農再開に向けた支援を行う。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施のため、毎年度、農業振興普及課ごとに、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び普及職員と関係機関の役割分担等の活動体制を記載した「普及指導計画」を策定する。

普及指導計画の策定にあたっては、別に定める「普及指導計画策定の手引き」を参照するとともに、毎年、地域農業と対象の適切な現状把握に基づく詳細な分析と戦略目標の設定・見直し、活動結果の評価を適切かつ丁寧に行い、次の普及指導計画の策定に資するものとする。

(2) 外部評価の実施と普及指導計画の改善等

普及指導計画については、毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導事項については、活動方法や活動体制の改善を図るものとする。

特に、成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制等については、普及組織による内部評価と先進的な農業者や関係機関等を含む委員による現地視察を含めた外部評価を実施し、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図り、農業者等のニーズに対応した高い成果を創出する普及指導活動を展開する。

併せて、外部評価を通じ、県内の先進的、特徴的な取組の普及・定着について、横展開を図るものとする。

(3) 農業革新支援センターの運営

農業革新支援センターは、国や県の試験研究機関、大学、企業等における試験研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積を図る。

また、農業革新支援専門員等が先進的な農業者とのパートナーシップの構築や、相互交流を推進するため、上記情報等の先進的な農業者等への周知を図る。

附則

この方針は、令和8年3月24日から施行する。